承 継 届 出 書

年　　月　　日

阪　南　市　長　様

住所
届出者
氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（□ばい煙発生施設
□一般粉じん発生施設
□特定粉じん発生施設
□揮発性有機化合物排出施設
□水銀排出施設
□特定施設
□有害物質貯蔵指定施設
□届出施設
□届出工場等）に係る届出者の地位を承継したので、

（□大気汚染防止法第 12 条第３項（第 17 条の 13 第２項、第 18 条の 13 第２項及び第 18 条の 31 第２項において準用する場合を含む。）
□水質汚濁防止法第 11 条第３項
□瀬戸内海環境保全特別措置法第 10 条第３項
□騒音規制法第 11 条第３項
□振動規制法第 11 条第３項
□ダイオキシン類対策特別措置法第 19 条第３項
□大阪府生活環境の保全等に関する条例第 34 条
□大阪府生活環境の保全等に関する条例第 58 条第３項
□大阪府生活環境の保全等に関する条例第 92 条第３項　（□騒音　□振動））の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな 工場又は事業場の名称 工場等の名称	（電話番号　　）	※整理番号		
工場又は事業場の所在地 工場等の所在地	（郵便番号　　）	※受理年月日	府	年　月　日
			市町村	年　月　日
施設の種類		※施設番号 工場番号等		
施設の設置場所	別紙のとおり	※備考 （収受印等）	（大阪府） （市町村）	
承継の年月日	年　月　日			
被承継者　氏名（法人にあっては、名称）				
被承継者　住所				
承継の原因				

参考事項（被承継者が届出した内容を記載すること）	
被承継工場又は事業場の名称	

備考　1　水質関係（条例対象）については、施設の種類の欄には、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 10 に掲げる号番号及び名称を記載すること。
2　水質汚濁防止法第５条第３項の規定による届出のあった施設の承継の届出である場合には、施設の種類の欄には記載しないこと。
3　施設の設置場所の欄の記載については、できる限り図面等を利用して、承継した届出施設を明示すること。
4　大気関係については、裏面にも記載すること。
5　騒音・振動関係については、工場等の所在地欄に用途地域を記載すること。
6　※印の欄には、記載しないこと。

<table>
<tr><td rowspan="12">承継した施設の概要</td><td colspan="3"></td><td>施設の種類</td><td>規　　模</td><td>施　設　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="5">大気汚染防止法</td><td colspan="2">ばい煙</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">特定粉じん</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般粉じん</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">揮発性有機化合物</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">水銀等</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">ダイオキシン類対策特別措置法</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">大阪府生活環境の保全等に関する条例</td><td rowspan="2">ばい煙</td><td>ばいじん</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>有害物質</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">揮発性有機化合物</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">特定粉じん</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般粉じん</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>